

吹田市都市公園条例施行規則新旧対照表

は改正箇所

旧	新
<p><u>(許可の申請)</u></p> <p>第2条 条例第4条第2項、条例第8条第2項第1号若しくは第2号又は条例第9条第2項に規定する申請書は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第4条第2項に規定する申請書 公園内制限行為許可申請書</p> <p>(2) 条例第8条第2項第1号に規定する申請書 公園施設設置許可申請書</p> <p>(3) 条例第8条第2項第2号に規定する申請書 公園施設管理許可申請書</p> <p>(4) 条例第9条第2項に規定する申請書 公園占用許可申請書</p> <p>2 条例第4条第1項前段、条例第8条第1項前段又は条例第9条第1項前段の規定により公園内制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可（以下「公園内制限行為等の許可」という。）を受けた者が、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、<u>変更許可申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>3 前2項に規定する申請書は、それぞれ2通ずつ提出しなければならない。</p> <p>第3条 条例第4条第1項、条例第8条第1項又は条例第9条第1項の規定により公園内制限行為等の許可を受けた者が、<u>許可期間満了後、引き続き同条件で当該許可を受けようとするときは、許可期間満了前少くとも5日前までに、前条第1項の申請書2通を提出しなければならない。</u>この場合において、条例第10条に規定する添付書類は、省略することができる。</p> <p>第4条 削除</p> <p>(許可)</p> <p>第5条 条例第4条第1項、条例第8条第1項又は条例第9条第1項の規定により公園内制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を許可したときは、<u>当該申請書のうち1通に許可印を押して、申請者に交付する。</u></p>	<p><u>(公園の名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)</u></p> <p>第2条 条例第3条の規定により公告する事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 公園の名称を変更する場合 公園の新旧の名称及び位置並びに変更の期日</p> <p>(2) 公園の区域を変更する場合 公園の名称、位置及び新旧の区域並びに変更の期日</p> <p>(3) 公園を廃止する場合 公園の名称及び位置並びに廃止の期日</p> <p><u>(許可の申請)</u></p> <p>第3条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理若しくは占用の許可（以下「使用許可」という。）又はその内容の変更の許可の申請書及び条例第8条第3項又は第9条第4項の設計書等は、<u>正副2部を提出しなければならない。</u></p> <p>2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可の期間の満了後引き続き同一の内容の使用許可を受けようとするときは、<u>許可の期間の満了する日の5日前までに、市長に申請しなければならない。</u>この場合において、市長は、<u>条例第8条第3項又は第9条第4項の設計書等の添付を省略させることができる。</u></p> <p>(許可)</p> <p>第4条 市長は、使用許可又はその内容の変更の許可をするときは、<u>申請書の副本に必要な事項を記載して押印した許可証を申請者に交付する。</u></p>

旧	新
<p>第6条及び第7条 削除</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 条例第19条に規定する使用料の額は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとする。</p>	<p>(許可の期間の上限)</p> <p>第5条 条例第10条第1項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 制限行為の許可 1年以内</p> <p>(2) 公園施設の設置又は管理の許可 5年以内</p> <p>2 条例第10条第2項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる占有物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 次号から第5号までに掲げる物件以外の物件 5年以内</p> <p>(2) 郵便差出箱若しくは信書便差出箱又は公衆電話所 3年以内</p> <p>(3) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物又は都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設 6月以内</p> <p>(4) 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物、令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設又は同項第8号に掲げる工事用材料の置場 3月以内</p> <p>(5) 法第7条第2項に規定する社会福祉施設 10年以内</p> <p>3 使用許可の内容の変更の許可をする場合における前2項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 条例第11条の届出は、届出に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。</p> <p>2 使用者は、使用者又は保証人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の市長が定める額は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</p>

旧	新
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第9条 使用料の算定方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用料の額が年を単位として定められている場合は、その使用年数により算出する。ただし、その使用期間が1年未満のもの又は1年未満の端数が生じたときは、月割計算（この場合1月未満の日数は、1月とする。ただし、使用期間が30日を超えないものについては、2月にまたがる場合でも1月とする。）によ</p>	<p>2 使用料の額は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 年を単位とする使用料の額を算定する場合において、許可の期間に1年未満の端数があるとき又は許可の期間が1年未満であるときは、月割計算により算定する。</p> <p>(2) 月を単位とする使用料の額を算定する場合又は前号の場合において、許可の期間に1月未満の端数があるとき又は許可の期間が1月未満であるときは、これを1月として算定する。</p> <p>(3) 平方メートル又はメートルを単位とする使用料の額を算定する場合において、使用許可の内容に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるとき又は使用許可の内容が1平方メートル若しくは1メートル未満であるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして算定する。</p> <p>(4) 前3号の規定により計算した額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、これを10円として算定する。</p> <p>3 使用許可の内容の変更の許可を受けた場合の使用料の額は、前項各号及び次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 制限行為の内容、設置する公園施設の種類、管理する公園施設の種類及び位置又は占有物件の種類の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容について新たに算定する。</p> <p>(2) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容のうち変更により追加する部分について新たに算定する。</p>

旧	新
<p><u>り算出する。</u></p> <p><u>(2) 使用料の額が月を単位として定められている場合は、その使用月数により算出する。ただし、その使用期間が1月未満のもの又は1月未満の端数が生じたときは、その月の現日数に応じて日割計算により算出する。</u></p> <p><u>(3) 使用料の額が日を単位として定められている場合は、その使用日数により算出する。</u></p> <p><u>(4) 前各号により計算して得た額に10円未満の端数がある場合には、10円に切り上げて計算する。</u></p> <p><u>2 使用の期間、区域又は目的の変更を許可したときの使用料は、次の各号により前項の規定を適用して算定する。</u></p> <p><u>(1) 使用期間を短縮したときは、その短縮した期間による。</u></p> <p><u>(2) 使用期間を延長したときは、その延長した期間は新たな使用とみなす。</u></p> <p><u>(3) 使用の区域又は目的を変更したときは、その変更した区域又は目的により新たに算定した使用料による。</u></p> <p><u>3 使用料の額がメートル又は平方メートルを単位として定められている場合において、1メートル若しくは1平方メートル未満のもの又は1メートル若しくは1平方メートル未満の端数が生じたときは、1メートル又は1平方メートルに切り上げて使用料を算定する。</u></p> <p><u>4 条例第12条の規定により使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、第1項の規定にかかわらず、その月の現日数に応じて日割計算によりその間の使用料を還付する。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第10条 条例第20条の規定により使用料を減免する場合は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 市が主催する競技のため使用するとき。</u></p> <p><u>(2) 公共的団体が主催する競技のため使用するとき。</u></p>	<p>(使用料の減額又は免除)</p> <p><u>第8条 条例第12条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 国又は地方公共的団体が主催して制限行為を行う場合は、免除する。</u></p> <p><u>(2) その他市長が特別の理由があると認める場合は、市長が定めるところにより減</u></p>

旧	新
<p>(3) <u>その他特に減免すべき理由があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号に該当する場合は、使用料を免除する。ただし、競技の観覧等に対し会員券、招待券その他これらに類するものを発行して一般観覧を制限するときは、使用料を免除しないで、5割減額して徴収する。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に該当して使用料を減免する場合は、その都度定める。</u></p> <p><u>(使用料の減免申請)</u></p> <p>第11条 <u>前条の規定に該当し、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を2通提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用料の減免を許可したときは、前項の規定により提出された申請書のうち1通に許可印を押して、申請者に交付する。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第12条 <u>条例第22条ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第22条第1号又は第3号の規定に該当する場合 既納使用料の10割</u></p> <p>(2) <u>その他市長が特に必要があると認める場合 既納使用料の5割</u></p> <p>2 <u>使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により算定した還付すべき使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p>	<p><u>額し、又は免除する。</u></p> <p>2 <u>使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書及び市長が必要と認める書類の正副2部を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>申請に係る制限行為の内容又は公園施設若しくは占有物件の種類</u></p> <p>(3) <u>減額又は免除の理由</u></p> <p>3 <u>市長は、使用料の減額又は免除をするときは、使用料減額・免除申請書の副本に必要な事項を記載して押印した通知書を申請者に交付する。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第9条 <u>条例第12条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第12条第4項第1号に該当する場合 使用許可に基づく行為をすることができない期間に係る使用料の額</u></p> <p>(2) <u>条例第12条第4項第2号に該当する場合（使用者の責めに帰することができない理由により使用許可を取り消した場合に限る。） 使用許可を取り消した期間に係る使用料の額</u></p> <p>(3) <u>条例第12条第4項第3号に該当する場合 市長が定める額</u></p> <p>2 <u>年又は月を単位とする使用料の還付を行う場合において、還付の対象となる期間に1円未満の端数があるとき又は還付の対象となる期間が1円未満であるときは、</u></p>

旧	新
<p>(許可の期間)</p> <p><u>第13条 条例第23条に規定する許可の期間は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>公園施設の設置又は管理に係る許可 5年以内</u></p> <p>(2) <u>公園の占有に係る許可 次に掲げる占有物件の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p>ア <u>電柱、変圧塔その他これらに類するもの 5年以内</u></p> <p>イ <u>水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 5年以内</u></p> <p>ウ <u>地下マンホールその他これに類するもの 5年以内</u></p> <p>エ <u>郵便差出箱又は公衆電話所 3年以内</u></p> <p>オ <u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第7条第5号に掲げる仮設工作物及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第9号に掲げる施設 6月以内</u></p> <p>カ <u>法第7条第6号に掲げる仮設工作物 3月以内</u></p> <p>キ <u>令第12条第7号及び第8号に掲げるもの 3月以内</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる許可以外の許可 1年以内</u></p> <p>(保証人)</p> <p><u>第14条 条例第26条第1項に規定する保証人は、市内に居住する身元確実な者でなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長が当該保証人が適当でないとき、又は保証人としての要件を欠くに</u></p>	<p><u>これを切り捨てる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により計算した還付額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 <u>使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた制限行為の内容又は公園施設若しくは占有物件の種類</u></p> <p>(保証人)</p> <p><u>第10条 条例第14条第1項の保証人は、市内に居住する者でなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、保証人が市内に居住しなくなったときその他保証人が適当でないとき、その変更を求めることができる。</u></p>

旧	新
<p><u>至つたときは、使用者は、速やかに新たな保証人を立てなければならない。</u></p> <p>(保証金)</p> <p><u>第15条 条例第26条第1項に規定する保証金の額は、当該使用料の額の3倍相当額とする。</u></p> <p>2 保証金には、利子を<u>付けない。</u></p> <p><u>(名義変更等の届出)</u></p> <p><u>第16条 次の各号の一に該当するときは、使用者は、その事実を証明する書類を添えて、速やかに届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>使用者又は保証人が、住所又は名義を変更したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者である法人が合併したとき。</u></p> <p><u>(申請書等の様式)</u></p> <p><u>第17条 申請書その他の様式は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>公園内制限行為許可申請書 様式第1号</u></p> <p>(2) <u>公園施設設置許可申請書 様式第2号</u></p> <p>(3) <u>公園施設管理許可申請書 様式第3号</u></p> <p>(4) <u>公園占用許可申請書 様式第4号</u></p> <p>(5) <u>変更許可申請書 様式第5号</u></p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) <u>許可印 様式第7号</u></p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9) <u>削除</u></p> <p>(10) <u>使用料減免申請書 様式第10号</u></p> <p>(11) <u>削除</u></p>	<p><u>3 保証人は、市に対し、使用者と連帯して、使用許可に基づく債務及び使用許可に基づく行為によつて生じた債務を弁済する責任を負う。</u></p> <p>(保証金)</p> <p><u>第11条 条例第14条第1項の保証金の額は、当該使用料の額の3倍に相当する額とする。</u></p> <p>2 保証金には、利子を<u>付さない。</u></p> <p><u>(申請書等の様式)</u></p> <p><u>第12条 条例及びこの規則に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。</u></p>

旧

新

別表第3 公園の占用料

種別	単位	期間	占用料
第1種電柱	1本	1年	2,200円
第2種電柱			3,400円
第3種電柱			4,600円
第1種電話柱			1,980円
第2種電話柱			3,200円
第3種電話柱			4,400円
その他の柱類			150円
共架電線その他上空に設ける線類			1メートル
地下電線その他地下に設ける線類	10円		
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートル	1年	3,000円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートル	1年	外径10センチメートル未満のもの
			外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの
			外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの
			外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの
			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの
外径1メートル以上のもの	2,000円		
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートル	1年	3,000円

別表第3 占用の許可に係る使用料

種別	金額	
第1種電柱	1本につき1年に2,200円	
第2種電柱	1本につき1年に3,400円	
第3種電柱	1本につき1年に4,600円	
第1種電話柱	1本につき1年に1,980円	
第2種電話柱	1本につき1年に3,200円	
第3種電話柱	1本につき1年に4,400円	
その他の柱類	1本につき1年に150円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年に20円	
地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年に10円	
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に3,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に1,300円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に100円
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に150円
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に200円
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に400円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年に1,000円
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1年に2,000円

旧				新	
地下マンホールその他これに類するもの	1平方メートル	1年	3,000円		2,000円
公衆電話所	1個	1年	3,000円	鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートルにつき1年に3,000円
法第7条第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第9号に掲げる施設	1平方メートル	1月	300円	マンホールその他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に3,000円
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートル	1月	1,100円	公衆電話所	1個につき1年に3,000円
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	1,100円	法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月に300円
				法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートルにつき1月に1,100円
				令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月に1,100円
				法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月に300円

別表第4 公園の使用料

種別	単位	期間	使用料
行商、募金、出店等を行うとき	1平方メートル	1日	200円
映画を撮影するとき	1箇所	1日	4,000円
業として写真の撮影をするとき	1台	1日	1,000円
興業を行うとき	1平方メートル	1日	10円
競技会、展覧会、博覧会、集会等を行うとき	1平方メートル	1日	2円

備考 使用者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収するときは、規定料金の2倍とする。

旧	新
<p>様式第 1 号</p> <div data-bbox="154 314 1084 445" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>公園内制限行為許可申請書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 2 号</p> <div data-bbox="154 525 1084 655" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>公園施設設置許可申請書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 3 号</p> <div data-bbox="154 738 1084 869" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>公園施設管理許可申請書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 4 号</p> <div data-bbox="154 954 1084 1085" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>公園占用許可申請書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 5 号</p> <div data-bbox="154 1169 1084 1300" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>変更許可申請書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 6 号 削除</p>	

旧	新
<p>様式第7号</p> <p>許可印</p> <p>— 略 —</p>	
<p>様式第8号 削除</p>	
<p>様式第9号 削除</p>	
<p>様式第10号</p> <p>使用料減免申請書</p> <p>----- 略 -----</p>	
<p>様式第11号 削除</p>	
<p>様式第12号</p> <p>使用料還付申請書</p> <p>----- 略 -----</p>	